



食の安全「基本のお話」

— 第82回 —

安全をお届けするために

いずみ市民生協は、「安全をお届けするために最大限の努力を行うこと」を商品提供の基本方針に掲げています。

1. いずみ市民生協は、食品供給事業者として、 食の安全のための法令を遵守します。

食品公害からBSE問題、毒物混入や食品偽装事件、原発事故など、食の安全をめぐる懸案事項や遺伝子組み換えやゲノム編集などの新しい技術が、昭和から令和にかけて次々に発生・登場してきました。

食の安全のための法令とその規準は、新たに発生してくる懸案事項や新しい技術に対応し、改善・補強されてきています。



食品安全基本法	食品の安全性を確保するために制定された法律です。 「国民の健康の保護が最も重要」との基本認識に立っています。
食品衛生法	飲食によって生ずる危害の発生を防止するための法律です。 食品衛生法の規格基準は、食品が「安全であること」の基準です。
農薬取締法	農業生産の安定と国民の健康保護、生活環境の保全のために、 農薬の品質と安全・適正な使用の確保を図ることを目的とした法律です。
食品表示法	食品の安全性や機能性に関する表示について定めた法律です。



法令を遵守した上で、食品安全行政※が効果的に機能するように、行政への提言や社会への発信を行っています。

※食品安全行政: 食品の安全を守るための国の仕組み
消費者庁ホームページ: 食品の安全を守る仕組み



2. いずみ市民生協の食の安全の取り組みの柱

① 独自のリスク管理の仕組み「食品安全プログラム」

原料調達・生産から組合員宅までの全行程で、衛生管理と食品
防御の視点でリスクを洗い出し、監視しています。

② 商品の安全と品質を科学的に検証する コープ・ラボ(商品検査センター)

1987年から検査開始、今では民間の検査センターとしてはトップ
クラスの検査能力を備えています。



③ 正確な情報発信とリスクコミュニケーション

食の安全に関する正確な情報の発信に努めると共に、組合員・消費者と積極的な
コミュニケーションを図っています。

- ・商品事故や検査結果も関係者等への配慮の上、公開します。
- ・景品表示法、医薬品医療機器等法※を順守し、科学的根拠のない情報で
消費者に不安を与えたり、過度に期待させるようなことはしません。

※旧薬事法

